

写

事務連絡
令和4年1月14日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保
に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その6）

職域単位での新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「コロナワクチン」という。）の接種を行う場合の医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて」（その4）（令和3年6月14日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡。以下「令和3年6月事務連絡」という。）等においてお示ししているところである。

今般、3回目以降の職域単位でのコロナワクチン接種を行う場合の医療法上の臨時的な取扱いについて、下記のとおり整理しお示しするので、内容を御了知の上、管内医療機関等へ周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いする。

なお、この取扱いは、臨時的なものであることに御留意いただくようお願い申し上げる。

記

- 職域単位でのコロナワクチン接種の実施に当たり、新たに一時的に開設される診療所（以下「職域接種診療所」という。）については、令和3年6月事務連絡において、職域単位でのコロナワクチン接種の実施が終了し次第、速や



かに法第9条第1項の規定に基づく診療所の廃止届出を提出するようお示ししているところ、当該診療所において3回目以降接種を予定している場合については、診療所の廃止届出は不要として差し支えないこととする。

- 既に診療所の廃止届出を行った職域接種診療所において3回目以降接種を行う場合については、法第7条第1項又は第8条の規定に基づく診療所の開設に係る許可の申請又は届出を行うこととすること。ただし、その時期及び申請・届出事項については、令和3年6月事務連絡のとおりとして差し支えないこととする。さらに、開設者が同一である場合については、臨床研修修了登録証（開設者が医師法（昭和23年法律第201号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者である場合にあっては、臨床研修修了登録証及び再教育研修修了登録証）の提示又はその写しの添付については省略して差し支えないこととする。
- その他、職域接種診療所の運営に係る留意事項又は3回目以降の職域単位でのコロナワクチン接種の実施に当たり、新たに職域接種診療所の開設を行う場合の医療法上の臨時的な取扱いについては、引き続き、令和3年6月事務連絡のとおりとする。

(参考)「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて」(その4) (令和3年6月14日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000792631.pdf>

以上